

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合消防職員(以下「職員」という。)、消防団員および消防行政に顕著な功績があつたものの表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 鯖江・丹生消防組合管理者表彰(以下「管理者表彰」という。)
- (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長表彰(以下「消防長表彰」という。)
- (3) 鯖江・丹生消防組合消防団長表彰(以下「団長表彰」という。)

(管理者表彰)

第3条 管理者表彰は、次の各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる者に対し、授与する。

(1) 功績賞

- ア 人命救助において、顕著な功績があつた職員
- イ 消防業務に関し有効な発明、考案等により著しい業績をあげた職員
- ウ 事務、事業の執行について、その方法の改善または能率の向上等優秀な成績をあげ、顕著な功績があつた職員
- エ 職務執行上機敏で的確な措置を採り事故を未然に防止し、または被害の減少に著しい成果をあげた職員
- オ 職務の内外を問わず、社会的な善行があつた職員
- カ そのほか特に管理者が表彰することを適当と認めた職員

(2) 退職者表彰

勤続年数が10年以上に達し、勸しよう、定年もしくは死亡により退職する職員で勤務成績が良好であつた者または勤務年数が20年以上に達し、自己の都合により退職する者で勤務成績が良好であつた者(以下これらを「退職者」という。)

(3) 総裁章

勤続年数20年以上で消防団活動に著しく功績があつた消防団員

(4) 退団者感謝状

ア 在職中、職務に勉励し、消防施設の整備改善と団員の指導育成に貢献したと認められる消防団長、消防団副団長および分団長で退職した者

イ 在職中、成績優秀な団員で、別表第1に定める勤続年数換算において5年以上に該当し、退職した者

(5) 前各号に定めるもののほか、特に管理者が表彰することを適当と認めた団体または個人

(平19消本訓令2・一部改正)

(消防長表彰)

第4条 消防長表彰は、次の各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる者に対し、授与する。

(1) 功績賞

前条第1号で定める功績賞に準ずる功績のあつた職員

(2) 感謝状

ア 水火災その他災害の予防、警戒または鎮圧に功績のあつた団体または個人

イ 人命救助に功績のあつた団体または個人

ウ 消防行政に顕著な功績のあつた団体または個人

(消防団長表彰)

第5条 消防団長表彰は、次の各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる者に対し、授与する。

(1) 功労章

勤続年数25年以上で、平素よく消防の使命達成に努め、その成績が抜群で他の模範と認められる消防団員

(2) 功績賞

勤続年数20年以上で、消防上特に著しい功績があると認められる消防団員

(3) 精績章

勤続年数15年以上で、成績優秀と認められる消防団員

(4) 精勤章

勤続年数10年以上で、成績優秀と認められる消防団員

(5) 山型章

勤続年数5年以上で、成績優秀と認められる消防団員

(6) 前各号に定めるもののほか、特に消防団長が表彰することを適当と認めたもの

(表彰の期日)

第6条 表彰は、それぞれの表彰に応じ、出初式、年頭訓示式および消防大会またはその都度行い、退職者については退職辞令交付の日に行うものとする。

(表彰の内申)

- 第7条 消防長は、管理者表彰に値するものがあると認めるときは、[様式第1号の1](#)により内申をしなければならない。ただし、[第3条第2号](#)の規定によるものについては[様式第1号の4](#)によるものとする。
- 2 所属長は、消防長表彰に値するものがあると認めるときは、[様式第1号の2](#)により内申をしなければならない。
- 3 消防団長は、管理者表彰に値するものがあると認めるときは、[様式第1号の3](#)により内申をしなければならない。

(令3消本訓令2・一部改正)

(選考等)

- 第8条 消防長は、表彰事案を審査するため、必要と認めるときは選考委員会を招集しなければならない。
- 2 選考委員は、委員長1人、委員若干人をもつて組織し、その都度消防長が指名する。
- (勤続年数の計算)
- 第9条 勤続年数は、12月をもつて1年とし、退職者については退職辞令交付の日現在において、職員となつた日からの年月数(身分引継年数加算)とする。
- 2 [前項](#)に規定する職員として勤務した勤務年数のうち、休職、停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間は、2分の1に相当する月数を除算して計算する。ただし、育児休業または看護休暇により無給であつた期間については、勤続年数に算入するものとする。
- 3 消防団員の勤続年数は、12月をもつて1年とする。

(平19消本訓令2・一部改正)

(表彰の方法等)

- 第10条 表彰は、表彰状、感謝状およびき章または副賞の授与により行う。
- 2 表彰状および感謝状の書式は、[様式第2号](#)から[様式第8号](#)によるものとする。
- 3 [第3条第1号](#)から[第3号](#)に該当するものは、副賞として記念品を授与し、当該記念品には、次のとおり文字または刻印を記入する。
- (1) [第3条第1号](#)に該当する者「功績賞 年 鯖江・丹生消防組合」
- (2) [第3条第2号](#)に該当する者「勤続功労 年 鯖江・丹生消防組合」
- 4 [第3条第4号](#)に該当する者は、副賞として[別表第2](#)に定める勤続年数に応じ、記念品を授与する。
- (平19消本訓令2・令3消本訓令2・一部改正)

(表彰の保留)

- 第11条 休職または長期欠勤中の者および分限処分または懲戒処分を受け、別に定める期間を経過しない者は、表彰しない。
- (その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年消防本部訓令第2号)

この規程は、平成12年3月26日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第2号)

この本部訓令は、令和3年2月1日から施行する。

別表第1

	階級					
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
1年の換算率	5年	5年	3.5年	2.5年	1.5年	1年

別表第2

	換算後の勤続年数			
	5年以上10年未満	10年以上16年未満	16年以上21年未満	21年以上
感謝状および記念品(大)				○
〃 (中)			○	
〃 (小)		○		
感謝状	○			

[様式第1号の1](#)

(令3消本訓令2・一部改正)

様式第1号の1

年 月 日			
鯖江・丹生消防組合 管理者 殿			
鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長			
_____ 候補者内申書			
受賞候補者 (機関)の名称	所 属	職	氏 名(機 関)
功績の概要			
効 果			
附 記			

- (1) _____欄には表彰種別を記載すること。
- (2) 功績の概要は、具体的に記載しその結果どのように効果があったかを記載すること。
- (3) 功績の内容が具体的に判断することのできる資料を添付のこと。

様式第1号の2

(令3消本訓令2・一部改正)

様式第1号の2

年 月 日			
鯖江・丹生消防組合消防本部 消 防 長 殿			
所属長			
_____ 候補者内申書			
受 賞 候 補 者 (機 関) の 名 称	所 属	職	氏 名(機 関)
功績の概要			
効 果			
附 記			

- (1) _____欄には表彰種別を記載すること。
- (2) 功績の概要は、具体的に記載しその結果どのように効果があったかを記載すること。
- (3) 功績の内容が具体的に判断することのできる資料を添付のこと。

様式第1号の3

(令3消本訓令2・一部改正)

様式第1号の3

年 月 日 鯖江・丹生消防組合 管理者 殿 団長 消防団 _____候補者内申書			
受賞候補者 (機関)の名称	所 属	職	氏 名(機 関)
功績の概要			
効 果			
附 記			

- (1) _____欄には表彰種別を記載すること。
- (2) 功績の概要は、具体的に記載しその結果どのように効果があったかを記載すること。
- (3) 功績の内容が具体的に判断することのできる資料を添付のこと。

様式第1号の4

(令3消本訓令2・追加)

様式第1号の4

年 月 日			
鯖江・丹生消防組合 管理者 殿 鯖江・丹生消防組合消防本部 消 防 長			
管理者表彰候補者（退職者）内申書			
受賞候補者	所 属	職	氏 名
功績の概要			
附 記			

様式第2号(功績賞)

(平19消本訓令2・旧様式第3号繰上)

様式第2号(功績賞)

功績賞	
受賞職員(機関)の名称 殿	
あなたは	
で鯖江・丹生消防組合表彰規程によりこれを賞します	
年 月 日	
鯖江・丹生消防組合	
管理者 氏	
名 印	

(注) _____には功績事項を記載するものとする。

様式第3号(退職者表彰)

あなたは永年よく職務に専念し公共の福祉増進に寄与された功績はまことに大でありますのでここに表彰します		表 彰 状
年 月 日	氏 名 殿	
鯨江・丹生消防組合		
管理者 氏		
名 印		

様式第4号(総裁章)
(平19消本訓令2・旧様式第6号繰上)

様式第4号(総裁章)

あなたは規律厳正消防団員としてよく職務に勉勵し その行動は広く他の模範とするところでありますの で総裁章を贈り表彰します		表 彰 状
年 月 日	消防団第 階級 氏 分団 名 殿	
鯖江・丹生消防大会総裁 鯖江・丹生消防組合管理者 氏 名 印		

様式第5号(退団者感謝状)

		感謝状			
		氏		名殿	
あなたは 年の永きにわたり消防団員としてよく 鋭意職務に精励され地域の防災活動に尽力された功 績はまことに顕著でありますのでここに深く感謝の 意を表します					
年 月 日					
鯖江・丹生消防組合					
管理者 氏					
名 印					

様式第6号(功績賞)
(平19消本訓令2・旧様式第8号繰上)

様式第6号(功績賞)

あなたはいて した その功績は誠に顕著で他の模範とするところであり ますのでここに表彰します		氏 名 殿		表 彰 状	
年 月 日		消防長 氏		鯖江・丹生消防組合消防本部	
名 印					

(注) _____には功績事項を記載するものとする。

様式第7号(感謝状)
(平19消本訓令2・旧様式第9号繰上)

様式第7号(感謝状)

感謝状	
あなたは	氏名殿
年 月 日	
において発生した	に際しいち
早く適切な処置をとられ	ました
その功績は誠に顕著でありますのでここに深く感謝の意を表します	
年 月 日	
鯖江・丹生消防組合消防本部	
消防長 氏	名 印

(注) _____には功績事項を記載するものとする。

様式第8号(功労章、功績章、精績章、精勤章および山型章)
(平19消本訓令2・旧様式第10号繰上)

様式第8号(功労章、功績章、精績章、精勤章および山型章)

表 彰 状		消防団第 分団 階級 氏 名 殿	あなたは 年にわたり規律厳正よく職務に勉 励し消防に尽くされたことは他の模範とするところ でありますので 章を贈り表彰しま す	年 月 日	消防団長 氏 名 印
-------------	--	---------------------	--	-------	------------